

4

2024

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊くろうど

令和6年 4月号

April No. 83

もくじ

令和6年度の雇用保険の保険料率 前年度と同率（据え置き）	・・・2
「令和6年度の現物給与の価額」が決定	・・・3
労基法の協定届等の本社一括届出の範囲が拡大	・・・4
医療保険の保険料に子ども・子育て分を上乗せへ 改正法案を国会に提出	・・・5
中小企業の65.6%が人手不足と回答（日商の調査）	・・・6
令和6年10月から短時間労働者に対する社会保険の更なる適用拡大 vol.2	・・・7
人事労務の相談室 Q & A	・・・8
人事労務の統計指標	・・・9,10
日本100名城に行こう vol.3 ～#69 鬼ノ城（岡山県総社市）～	・・・11
ゆんたくひんたく	・・・12



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067

広島県福山市西町二丁目8-27

ポートビル4F

TEL:084-983-1198

FAX:084-983-1197

e-mail:info@kuroudo-sr.com

<https://www.kuroudo-sr.com>

令和6年度の雇用保険の保険料率 前年度と同率(据え置き)

令和6年度の雇用保険の保険料率について、厚生労働省からお知らせがありました。

その率は、令和5年度の率と同じだということです。

雇用保険に関する保険料のうち、雇用保険二事業に充てる部分は、その全額を事業主の方々が負担しており、助成金の主な財源となっています。助成金についても、令和6年度に向けた新しい情報が徐々に公表されることになるとお考えされます。必要なものについては、適時お伝えするようにします。

令和6年度の雇用保険の保険料率

● 令和6年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳

[] は令和5年度の率

事業の種類	雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率		二事業の料率	
		被保険者負担分	事業主負担分		
いわゆる一般の事業	1,000分の15.5 [1,000分の15.5]	1,000分の6 [1,000分の6]	1,000分の6 [1,000分の6]	1,000分の3.5 [1,000分の3.5]	計 1,000分の9.5 [1,000分の9.5]
いわゆる農林水産業 清酒の製造の事業	1,000分の17.5 [1,000分の17.5]	1,000分の7 [1,000分の7]	1,000分の7 [1,000分の7]	1,000分の3.5 [1,000分の3.5]	計 1,000分の10.5 [1,000分の10.5]
いわゆる建設の事業	1,000分の18.5 [1,000分の18.5]	1,000分の7 [1,000分の7]	1,000分の7 [1,000分の7]	1,000分の4.5 [1,000分の4.5]	計 1,000分の11.5 [1,000分の11.5]

お仕事
カレンダー
4月



4/10 ● 3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

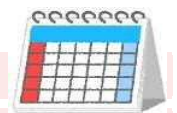
4/15 ● 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出期限

4/30 ● 3月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

● 2月決算法人の確定申告と納税・8月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）

● 3月・8月・11月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

● 労働者死傷病報告（1月～3月分）の提出期限



「令和6年度の現物給与の価額」が決定

健康保険、船員保険、厚生年金保険及び労働保険においては、現物給与の価額を厚生労働大臣が定めることとされていますが、現物給与の価額をより現在の実態に即したものとするため、食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が改正されました。

適用は、本年（令和6年）4月1日から。

⑨ 今回は、住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価額については、改正はありません。

本年4月から、一部の府県を除き、食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が改正されます。

現物給与として処理している食事代等がある企業では、改正の有無（改正がある場合はその金額）を必ずチェックしておく必要があります。

お声かけくだされば、令和6年度の現物給与の価額の一覧表をご用意いたします。



現物給与の価額（令和6年度）／

食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額の一部

赤字が改正箇所

（単位：円）

都道府県名	食事で支払われる報酬等				
	1人1月当たりの 食事の額	1人1日当たりの 食事の額	1人1日当たりの 朝食のみの額	1人1日当たりの 昼食のみの額	1人1日当たりの 夕食のみの額
1 北海道	23,100	770	190	270	310
2 青森	22,200	740	190	260	290
3 岩手	22,200	740	190	260	290
4 宮城	22,200	740	190	260	290
5 秋田	22,500	750	190	260	300
6 山形	23,400	780	200	270	310
7 福島	22,500	750	190	260	300
8 茨城	22,200	740	190	260	290
9 栃木	22,500	750	190	260	300
10 群馬	21,900	730	180	260	290
11 埼玉	22,500	750	190	260	300
12 千葉	22,800	760	190	270	300
13 東京	23,400	780	200	270	310
14 神奈川	23,100	770	190	270	310
15 新潟	22,800	760	190	270	300
16 富山	23,100	770	190	270	310
17 石川	23,400	780	200	270	310
18 福井	23,700	790	200	280	310

労基法の協定届等の 本社一括届出の範囲が拡大

令和6年2月23日から、1か月単位の変形労働時間制に関する協定届などについても、本社一括届出が可能となりました。ポイントを確認しておきましょう。

1か月単位の変形労働時間制に関する 協定届などの本社一括届出のポイント

令和6年2月23日から、新たに本社一括届出の対象となった手続は、次の6手続です。

- ・1か月単位の変形労働時間制に関する協定
- ・1週間単位の変形労働時間制に関する協定
- ・事業場外労働に関するみなし労働時間制に関する協定
- ・専門業務型裁量労働制に関する協定
- ・企画業務型裁量労働制に関する決議
- ・企画業務型裁量労働制に関する報告

これらの協定届等は、本来であれば、事業場単位でそれぞれの所在地を管轄する労働基準監督署に届け出る必要がありますが、次の条件を満たす場合には、本社において各事業場の協定届などを一括して本社を管轄する労働基準監督署に届け出ることが可能となりました

<本社一括届出が可能な要件>

- 電子申請による届出であること
- それぞれの手続について、一定の項目を除き記載内容が同一であること
- 事業場ごとに記載内容が異なる項目については、厚生労働省 HP 又は e-Gov の申請ページから Excel ファイル「一括届出事業場一覧作成ツール」をダウンロードし、内容を記入して添付すること

確認 36 協定届、就業規則届、1年単位の変形労働時間制に関する協定届は、すでに本社一括届出が可能とされています。

詳しい要件については、気軽にお尋ねください



医療保険の保険料に子ども・子育て分を 上乘せへ 改正法案を国会に提出

令和6年2月中旬、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されました。

この改正法案は、異次元の少子化対策として話題になった「加速化プラン」の施策を着実に実行するためのものです。

ここでは、企業実務に着目して、影響が大きい改正事項を紹介します。

「子ども・子育て支援法等の一部を
改正する法律案」から抜粋

<共働き・共育ての推進>

- ☑ 両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する（雇用保険法等の改正：令和7年4月1日施行予定）。



<子ども・子育て支援金制度の創設>

- ☑ 国は、児童手当の拡充、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の創設などに必要な費用に充てるため、医療保険者から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める（子ども・子育て支援法の改正：令和6年10月1日施行予定）。
- ☑ 医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に、「子ども・子育て支援納付金」の納付に要する費用（「子ども・子育て支援金」）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法等を定める（医療保険各法等の改正：令和8年4月1日施行予定）。

異次元の少子化対策の財源をどうするのか？ 注目を集めていましたが、結局は、医療保険の保険料に上乘せすることにより、労働者・事業主などに負担させる模様です（上記の最後の☑参照）。

政府は、その負担の増加分（1人当たり月1,250円〔労使計〕程度という話が出ています）を帳消しにするような賃上げを実現して、理解を得ようとしています。

詳細はまだ分かりませんが、令和8年4月から、医療保険の保険料に上乘せがなされる予定であることは、頭に入れておきましょう。

中小企業の65.6%が人手不足と回答 (日商の調査)

日本商工会議所から、「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」の集計結果が公表されました。

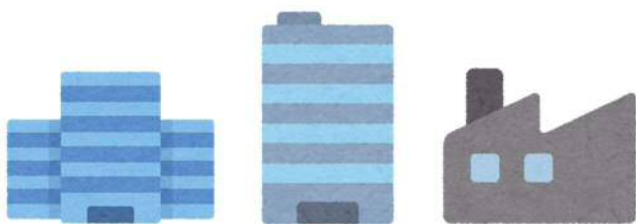
(調査期間は本年1月4日～26日:回答があった中小企業2,988社の結果を集計)

ここでは、企業実務に着目して、影響が大きい改正事項を紹介します。

「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」から抜粋

<人手不足の状況>

- 人手が「不足している」と回答した企業は65.6%。
3社に2社が人手不足の厳しい状況続く。
- 人手不足への対応方法は、「採用活動の強化(非正規社員含む)」(81.1%)が最多。
「事業のスリム化、ムダの排除、外注の活用」(39.1%)や、「女性・高齢者・外国人材など多様な人材の活躍推進」(37.3%)は、4割弱にとどまる。



<令和6年度の賃上げ>

- 令和6年度に「賃上げを実施予定」とする企業は61.3%と6割超。
昨年度から3.1ポイント増加。
- 従業員規模5人以下の企業では、「賃上げ実施予定」は32.7%と3割強にとどまり、「賃上げを見送る予定(引下げ予定を含む)」が16.8%と2割近く。「賃上げ実施予定」の企業の割合は、規模が小さい企業ほど低い。
- 令和6年度の賃上げ率の見通しについては、「3%以上」とする企業が36.6%と4割近くに達しており、「5%以上」とする企業は1割(10.0%)にとどまっている。

中小企業では、人手不足というネックもあり、生産性を高めた上で賃上げを実施することは、なかなか難しい状況にありますね。

人手不足への対応としては、賃上げにつなげるためにも、省力化や多様な人材の活躍推進などの取組が求められるところですが、中小企業では、採用活動の強化に偏っている傾向にあるようです。

賃上げの実施や人手不足への対応などに対する政府の支援策(助成金など)もありますので、必要であれば、気軽にご相談ください。

令和6年 10月からの短時間労働者に対する 社会保険の更なる適用拡大 vol.2

令和6年10月から、常時50人を超え100人以下の規模の事業所も「特定適用事業所」とされるため、当該事業所では、これまで健康保険・厚生年金保険の被保険者でなかった短時間労働者のうち、週所定労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上などの要件を満たす者を、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う必要があります。

その対象となる事業所では、どのような手続が必要となるのでしょうか？

令和6年10月からの更なる適用拡大の具体的な内容 vol.2 / 規模要件に該当した企業における手続は？

通常、特定適用事業所に該当した場合、日本年金機構の事務センター等へ特定適用事業所該当届を届け出る必要があります（健康保険組合が管掌する健康保険の特定適用事業所該当届については、健康保険組合へ届け出ることになります）。

↓ しかし

新たな規模要件に該当し、施行日（令和6年10月1日）から特定適用事業所に該当する場合については、次のように取り扱うこととされています。

令和5年10月から令和6年8月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6か月以上50人を超えたことが確認できる場合は、日本年金機構において対象の適用事業所を特定適用事業所に該当したものとして扱い、対象の適用事業所に対して「特定適用事業所該当通知書」を送付するため、特定適用事業所該当届の届出は不要です（法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に対して通知書を送付）。

なお、特定適用事業所となったことに伴い、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、各適用事業所がその者に係る被保険者資格取得届を令和6年10月7日までに日本年金機構の事務センター等へ届け出る必要があります（健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者資格取得届については、健康保険組合へ届け出ることになります）。

上記のように特定適用事業所に該当したことについては、手続は不要です。

逆にいえば、要件に該当していれば、手続をしなくても、特定適用事業所として取り扱われることになります。

しかし、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合には、被保険者の資格取得に関する手続が必要となります。

不明な点などがあれば、気軽にお尋ねください。

人事労務の相談室 Q&A

Q.

当社では、福利厚生の一環として、従業員に対し昼食の支給を検討しています。その場合、従業員に対する課税の取り扱いはどうなりますか？

A.

支給の仕方によって、課税の対象になる場合とならない場合がでてきます。また、社会保険の取り扱いについても影響を及ぼす可能性があります。

今回のポイント

従業員に対し昼食を支給する場合は、①食事手当として金銭で支給する場合、②食事の現物として支給する場合でそれぞれ取り扱いが異なります。また、①②それぞれで社会保険の保険料算定の対象となるかどうかについてもポイントとなります。

金銭で支給する場合

食事手当を金銭で支給する場合には、いわゆる金銭給与に該当することから、その支給額にかかわらず給与所得として所得税の課税対象となり、源泉徴収する必要があります。

食事の現物で支給する場合

飲食店などで購入した食事を無償で従業員に支給する場合には、その食事の購入価格が従業員の給与所得として所得税の課税対象となり、源泉徴収をする必要があります。

従業員から食事の購入価格の半額以上を徴収している場合には、会社の負担額が1ヶ月に3,500円（税抜）以下のときに限り、給与所得として所得税の課税対象とはならず、源泉徴収をする必要はありません。

ちなみに飲食店などで従業員に“まかない”を支給しているケースがあるかと思いますが、それ自体も食事の現物支給に該当します。そのため“まかない”を福利厚生費として取り扱うためには、つくるためにかかった費用の半額以上を従業員から徴収しなければなりません。

社会保険料の取り扱い

社会保険の保険料算定では、価格の3分の2以上を徴収している場合に限り、社会保険料の対象とはなりません。価格とは“厚生労働大臣が定める価額”であり、例えば広島県では、1日の昼食は270円と決められています（2024年3月時点）。そのため保険料算定に含めたくない場合は、その3分の2の180円以上を従業員から徴収しなければなりません。

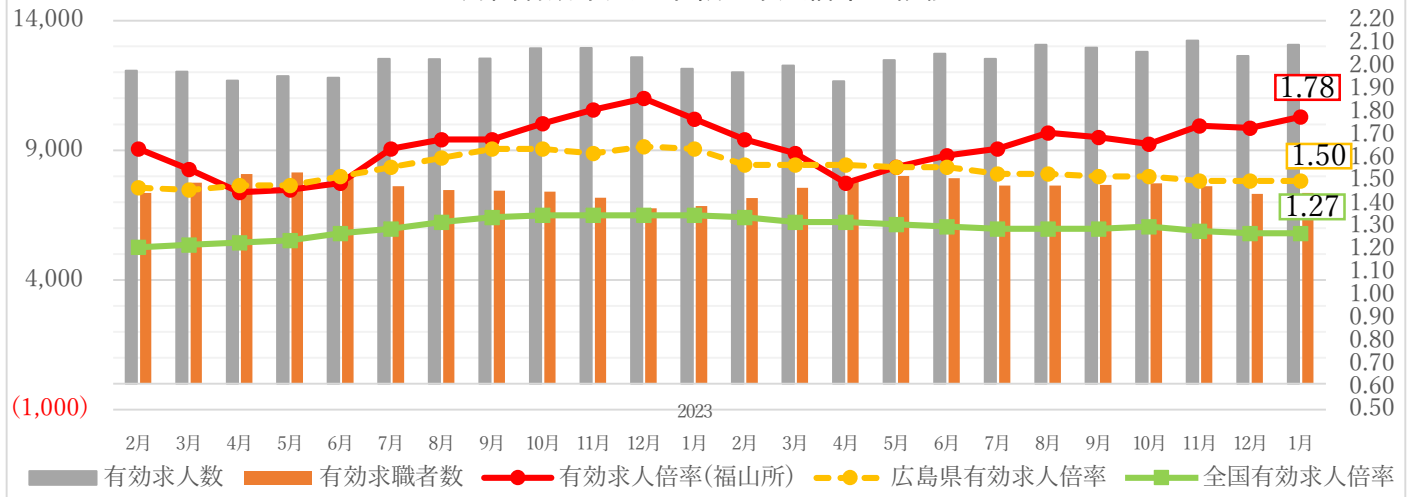
人事労務の統計指標

労働関係指標 (2024年1月)

有効求人倍率 (季節調整値※)	全国	1.27倍	有効求人人数	全国	2,468,036人	有効求職者数	全国	1,834,613人
	広島県	1.50倍		広島県	68,130人		広島県	45,452人
	福山市	1.78倍		福山市	13,070人		福山市	7,353人

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

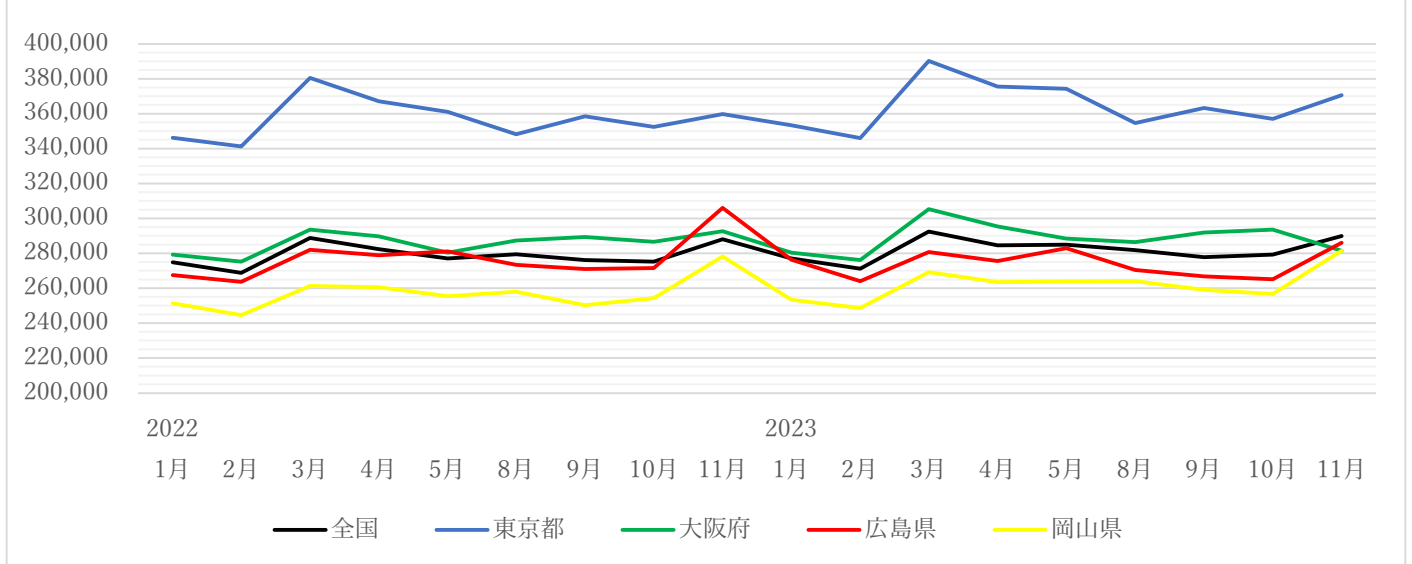
月間有効求人・求職・求人倍率の推移



定期給与 現金給与総額 (2023年12月)

全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
572,334円	760,613円	612,489円	588,291円	524,939円

現金給与総額 (5人以上)



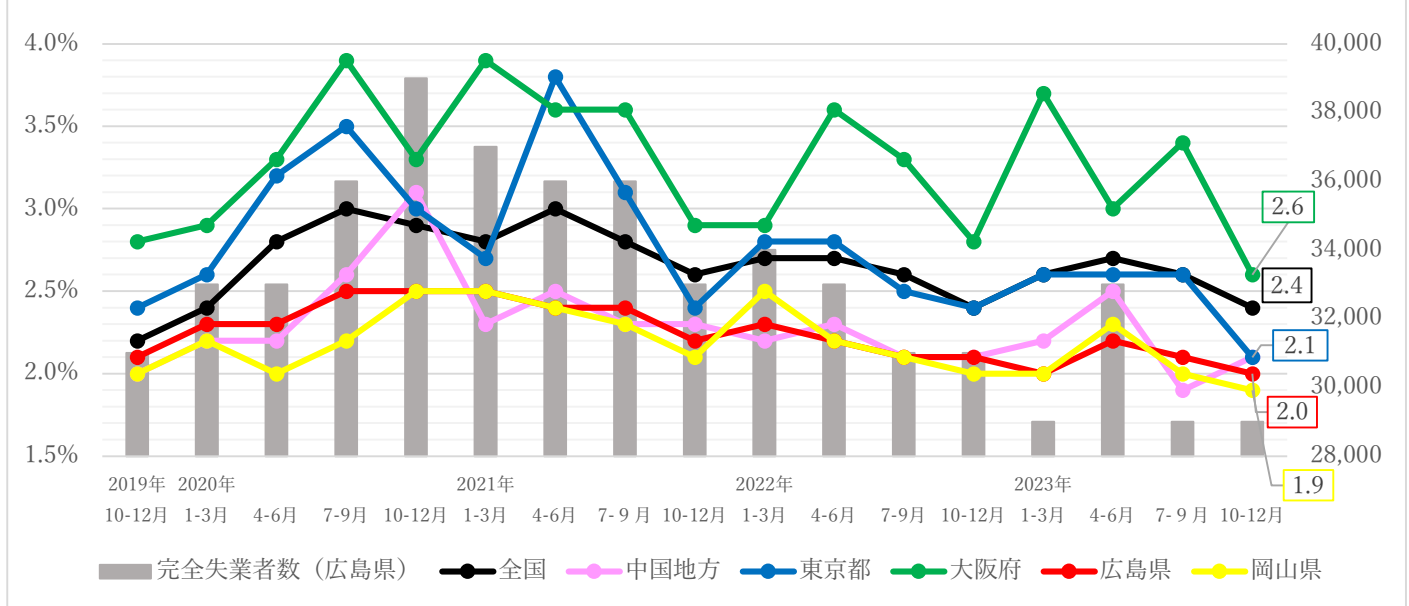
参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

人事労務の統計指標

労働関係指標 (2023年10月~12月期平均)

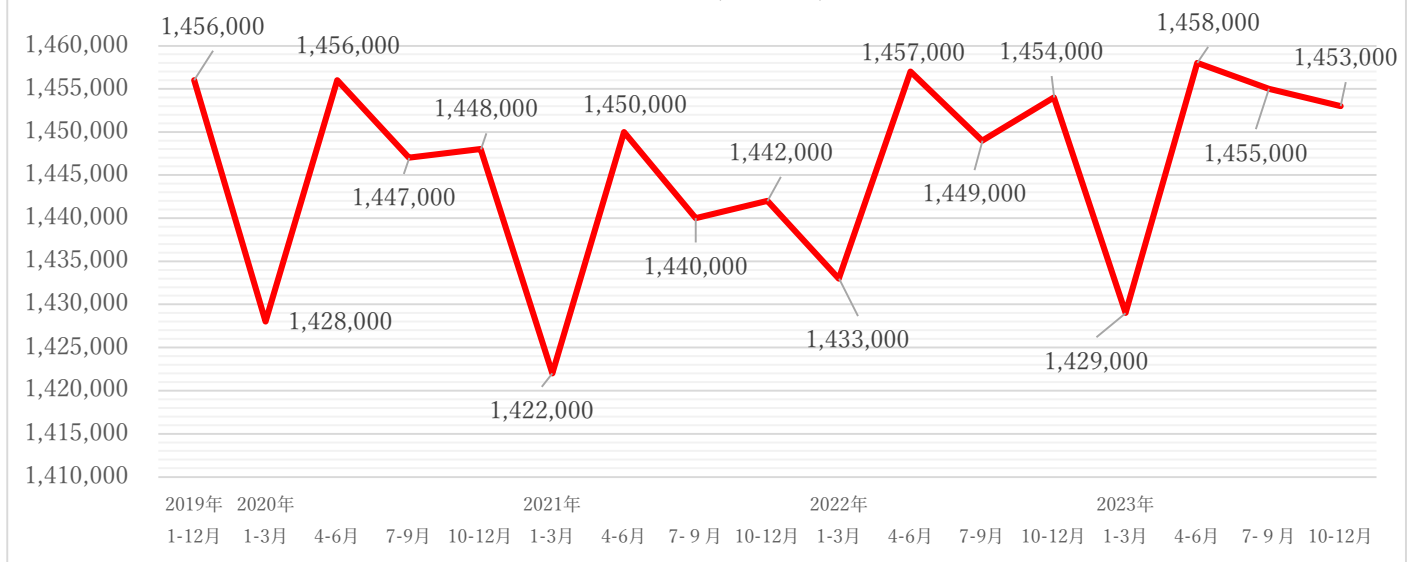
完全失業率	広島県 2.0%	完全失業者数	広島県 29,000人	就業者数	広島県 1,453,000人
	東京都 2.1%		東京都 185,000人		東京都 8,425,000人
	大阪府 2.6%		大阪府 126,000人		大阪府 4,742,000人

完全失業者数 (広島県) と完全失業率



※完全失業率：「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合

就業者数 (広島県)



参考：労働力調査 - 統計情報 | 広島県 (hiroshima.lg.jp)他

日本100名城に行こう vol.3

～#69 鬼ノ城（岡山県総社市）～

【天守なし】

- ① 城区分：山城
- ② 築城年：7世紀後半説が有力
- ③ 築城者：ヤマト政権が有力
- ④ 指定文化財
 - ・国指定史跡

今回の名城訪問は鬼ノ城です。
 “おにのしろ”と読んでしまいそうになりますが、正しい読み仮名は“きのじょう”になります。吉備平野を見おろす標高約400メートルの鬼城山に築かれた謎の古代山城（古代日本の山城）です。

前号の備中松山城を訪問した直後に急遽立ち寄ることを決めたため、古代日本の城に詳しくない私にとっては、予備知識のないままの名城訪問になりました（これが後々の後悔に）。所在地の岡山県総社市までは高梁市から40kmほどの旅路になります。賀陽インターチェンジから岡山自動車道で総社インターチェンジまで。そこから道幅の狭い山道を進み、鬼城山ビジターセンターの駐車場に向かいます。所要時間は50分程度です。

駐車場に停車後、足早にビジターセンター内のスタンプ設置場所に向かい、あっさりとミッションクリア。さすがに名城らしさを全く感じないまま下山するのは勿体ないと思い、山道の先の先にある遺構へとハイキング感覚で向かったのですが、これが大きな間違いでした。

なにせ私にとっては登山のあとのハイキング。しかも昼食抜きで木々に覆われて薄暗くアップダウンのある山道を一人で進んでいくのはなかなかのキツさでした（周囲には誰ひとりいません）。結局途中で怖くなり目的地手前で引き返す羽目になりました。後悔先に立たず。準備不足を深く恥じ入るばかりです。

とはいえ、唐・新羅連合軍の日本侵攻に備えて築城され、桃太郎の原型ともいわれる鬼退治「温羅伝説」の伝承地としても知られている古代山城は、まさに“日本一の鬼ノ城”でしょう。

さて、今回は短期間ながら日本の臨時首都として機能したこともあるあの名城です。どうぞお楽しみに！

（橋本）



ゆんたくひんたく

『不適切にもほどがある!』というドラマにハマっています(いました)。

昭和の超スパルタ体育教師が、ひょんなことから1986年(昭和61年)から2024年の現代へタイムスリップし、令和では“不適切”なコンプライアンス度外視の発言を炸裂していくコメディで、これがなかなか考えさせられます。

なかでも『昔話しちやダメですか?』という第6話。「昔話じゃない。17歳の話をしているだけ。」「おじさん、おばさんが昔話しちやうのは、17歳に戻りたいけど戻れないから。」という作中のフレーズはすごく深いですね。昔話の長い理由がわかったような気がします。

私の17歳の頃を思い起こすと、『ドラゴンボール』全盛期でした。友人同士のネタバレ禁止契約を締結し、週刊少年ジャンプ発表日の放課後は、近所の書店に立ち寄り、帰宅していたことを昨日のここのように憶えています。だから作者の鳥山明先生が他界されたニュースを耳にしたときは、本当にショックでした。

『Dr.スランプ』『ドラゴンクエストシリーズ』と少年時代に夢中になった作品を手掛けられた鳥山先生は今でも私にとって憧れのヒーローです。

本当にありがとうございました。

誰しも未来だけを見据えていたあの頃に戻りたい、でも戻れない。だから昔話をする事であの頃にタイムスリップして、共通体験を探したり、共感しあったりすることで、つながりを求めているのかもしれない。そのことを17歳のときにわかっていれば、年長者の昔話にもう少し耳を傾けることができたのかもしれない。

(橋本)